

平成30年
12月号

濱田会計事務所通信

平成30年12月2日発行 Vol.16

毎年11月の前半になると給与の支払いをしている事業所には所轄の税務署から年末調整に関する書類が入った大きな茶封筒が届きます。年末調整業務をご依頼頂いている事業所の多くはそのまま弊所で回収致しますが、中に入っている書類の内95%はそのままゴミ箱に向かいます。最近では多くの税理士事務所や事業所が年末調整に関係する書類は自社で印刷しますし、年末調整の仕方はインターネットでも確認出来るため、ゴミ箱行きの書類はかなりあると思います。とはいえ、まだまだ税務署からの配布用紙を利用している事業所等もあり、用紙を無くすと苦情があるのでしょうか。しかしながら廃棄の量を目の当たりにすると配布を希望制にする等、もう少し無駄な紙がなくなるように考えて欲しいなと思います。

<税務/会計トピックス>

配偶者控除申告書の記載の仕方

今年から配偶者控除の制度が変わったため、年末調整の書類の中に「配偶者控除等申告書」が新たに加わりました。

配偶者控除の制度は非常に複雑であるため申告書も非常にわかりづらいものになっています。配偶者控除等申告書は配偶者控除を受ける方が提出する書類なので、配偶者がいても配偶者控除を受ける事ができない方は提出をする必要はありません。

配偶者控除等申告書には「あなたの本年中の合計所得金額の見積額（区分Ⅰ）」と「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額（区分Ⅱ）」の記載欄があります。

配偶者控除等は給与所得者本人の所得が900万円を超えると控除の額が減少し、所得が1000万円を超えると控除は全く受けられなくなります。そのため本人の所得金額を計算し記載する欄があります。年末調整を行う会社からの給与以外の収入がない場合はこの金額は会社で把握する事が出来ますので、特に記載の必要はありません。他にも収入がある場合は書き方をご相談下さい。

区分Ⅱは配偶者の所得を計算する必要があるため「合計所得金額の見積額の計算表」の「配偶者の合計所得金額（見積額）」に必要事項を記載します。

給与収入のある方は「給与所得(1)」の「収入金額等⑥」に今年の見込の年間収入金額（源泉徴収票に記載される金額）を記載します。給与収入のみの方の場合は年間給与収入が201万6千円未満であれば配偶者控除等の対象になります。給与所得の金額は裏面の「給与所得の金額の計算方法」により計算しますが、収入だけ記載しておけば所得の金額は会社側でも行えますので記載していなくても差支えはありません。

配偶者が給与以外の収入がある場合には書き方をご相談下さい。



<相続・贈与税のお話し>

貸付事業用宅地等の特例

被相続人又は被相続人と生計を一にする親族の貸付事業の用に供されていた宅地等（平成 30 年 4 月 1 日以後の相続又は遺贈により取得した宅地等については、その相続の開始前 3 年以内に新たに貸付事業の用に供された宅地等を除きます。）を親族が相続により取得した場合、一定の要件を満たしているとその宅地等の評価額が減額される小規模宅地の特例という制度があります。ただし小規模宅地等の特例の対象となる宅地等は、建物又は構築物の敷地の用に供されているものに限られますので、構築物等の施設のない駐車場、いわゆる青空駐車場はその規模に関わらず特例の対象にはなりません。

要件

被相続人の貸付事業の用に供されていた宅地等

- ・その宅地等に係る被相続人の貸付事業を相続税の申告期限までに引き継ぎ、かつ、その申告期限までその貸付事業を行っていること。
- ・その宅地等を相続税の申告期限まで有していること。

被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の貸付事業の用に供されていた宅地等

- ・相続開始前から相続税の申告期限まで、その宅地等に係る貸付事業を行っていること。
- ・その宅地等を相続税の申告期限まで有していること。



今年の改正により不当な税逃れを防止するため 3 年以内に新たに貸付事業の用に供された宅地等はこの特例から除外（一定の場合を除く）される事となりました。不動産を貸付事業の用に供している場合、又は供する予定がある場合は適用を受けられるよう、事前にチェックしておく事が望ましいでしょう。

気になる方は一度ご相談下さい。

事務所からのお知らせ

発行した事務所通信は順次ホームページにも掲載予定です。

【年末年始休暇のご案内】

誠に勝手ながら下記の通り年末年始のお休みを頂きます。

平成 30 年 12 月 29 日～平成 31 年 1 月 6 日

1 月 7 日より平常業務いたします。

尚、お急ぎの御用件がありましたらお電話下さい。



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎 2 丁目 4 - 1 3

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikei.jp

URL : <http://hamadakaikei.jp>

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・

一緒に考えましょう！

